

## 議第48号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

(1) 平成30年度から、国民健康保険は、市町村個別の運営から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる運営に変更され、市町村は、都道府県が示す標準保険料率を基に保険料率を定めて保険料を徴収し、国民健康保険の事業運営に必要な費用を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することとされています。

この度、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の3第3項の規定により、広島県（以下「県」といいます。）から、令和6年度の標準保険料率の通知がありましたので、これを参考にして令和6年度の保険料率を決定するため、所要の規定の整備をするものです。

(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正（令和5年法律第31号による改正）により、退職者医療制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

(3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正（令和6年政令第17号による改正）により、保険料の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額の引上げ及び減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 県の通知に伴う保険料率の区分割合の変更

呉市国民健康保険の保険料は、所得に応じた応能分である「所得割額」と、受益に応じた応益分である一人当たりの「被保険者均等割額」と一世帯当たりの「世帯別平等割額」とを合算して算出しています。

広島県では、令和6年度から各市町の保険料の収納率を反映させた「保険料水準の準統一」（以下「準統一」といいます。）を実現することとしていましたが、県が算出した令和6年度の一人当たり保険料収納必要額が大幅に上昇したことから、各市町が保有している国民健康保険財政調整基金等を活用して被保険者の負担緩和を図るため、当初予定していた令和6年度の準統一の実現を見送ることになりました。

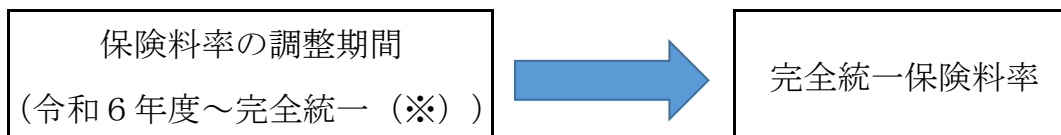
今後は、準統一を経ずに、被保険者が同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になる「保険料水準の完全統一」（以下「完全統一」といいます。）の実現を、第3期広島県国民健康保険運営方針の期間中（令和12～17年度）に目指すこととし、第2期広島県国民健康保険運営方針の期間中（令和6～11年度）に完全統一の実現に向けた課題の検討を行うことになりました。

また、令和6年度から完全統一までの間は、各市町における保険料率の調整期間となります。

呉市においても、調整期間中に完全統一の保険料率との差を計画的に解消し

ていくこととし、令和6年度の基礎賦課総額等に係る各区分の割合を次のとおり見直します。

### 完全統一の実現に向けたイメージ



- ・高水準で均一化した収納率の実現
- ・赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ）の削減・解消

※ 第2期広島県国民健康保険運営方針の期間中（令和11年度末まで）に、国民健康保険被保険者が「同じ所得，同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」になる完全統一の目標年度を決定する。

### 【参考】基礎賦課総額等に係る各区分割合の推移

			令和4年度		令和5年度			令和6年度	
			呉市の保険料率区分割合	保険料率	標準保険料区分割合	呉市の保険料率区分割合	保険料率	統一保険料区分割合	呉市の保険料率区分割合
基礎賦課額	応能	所得割	47%	7.10%	45%	<b>46%</b>	7.15%	44%	<b>45%</b>
		均等割	36%	26,640円	38%	<b>37%</b>	28,320円	39%	<b>38%</b>
	応益	平等割	17%	19,680円	17%	<b>17%</b>	19,680円	17%	<b>17%</b>
後期高齢者支援金等賦課額	応能	所得割	47%	2.60%	45%	<b>46%</b>	2.70%	44%	<b>45%</b>
		均等割	36%	9,840円	38%	<b>37%</b>	10,680円	39%	<b>38%</b>
	応益	平等割	17%	6,960円	17%	<b>17%</b>	7,080円	17%	<b>17%</b>
介護納付金賦課額	応能	所得割	47%	2.30%	44%	<b>46%</b>	2.20%	43%	<b>45%</b>
		均等割	36%	9,840円	39%	<b>37%</b>	10,320円	40%	<b>38%</b>
	応益	平等割	17%	5,400円	17%	<b>17%</b>	5,280円	17%	<b>17%</b>

※ 令和6年度の保険料率は、直近の被保険者数，世帯数及び令和5年中の所得状況に基づき，7月上旬に決定します。

## (2) 国民健康保険法の一部改正に伴うもの

国民健康保険法の一部改正（令和5年法律第31号による改正）により，退職者医療制度（※）は，対象者が激減し，財政調整効果が実質的に喪失していることを踏まえ，事務コストの削減を図る観点から，令和6年4月1日に廃止されます。

これに伴い，所要の規定の整備をします。

### ※退職者医療制度

- ・ 医療費の多く掛かる高齢退職者が，被用者保険から国民健康保険に移ることにより，国民健康保険財政への過度な負担となっていたことから，退職者の医療費を被用者保険にも負担してもらう仕組みとして，昭和59年に創設
- ・ 平成20年4月から，65歳から74歳までの前期高齢者について，被用者保険と国民健康保険との間で財政調整が行われることになり，退職者医療制度は廃止。ただし，「団塊の世代」における退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し，平成26年度までに新たに適用された者が65歳に到達するまでの間は制度を継続する経過措置が設けられていた。

## (3) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

### ア 賦課限度額の引上げ

保険料の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を22万円から2万円引き上げて24万円とします。

### イ 減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直し

保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の範囲が縮小しないよう，所得判定基準を次のとおり見直します。

#### (7) 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を29万円から29万5千円に増額して世帯の所得判定を行います。

#### (4) 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を53万5千円から54万5千円に増額して世帯の所得判定を行います。

## 3 施行期日

令和6年4月1日